

## 平成28年第6回美祢市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 平成28年6月16日(木) 午後2時
- 2 場 所 美祢市勤労青少年ホーム 2階 大会議室
- 3 出席委員
- |           |            |            |
|-----------|------------|------------|
| 議長 山本 正二  | 1番 永富 典雄   | 2番 野村 久幸   |
|           |            | 5番 吉村 信男   |
| 6番 安部 好恵  | 7番 馬屋原 眞一  | 8番 安富 法明   |
| 9番 三好 堯   |            | 11番 平嶋 康秀  |
| 12番 三好 睦子 |            | 14番 田口 幸雄  |
| 15番 松原 正晴 | 16番 石田 健治郎 | 17番 中島 紘一  |
| 18番 井上 道雄 |            | 20番 阿座上 五六 |
|           | 22番        | 23番 井町 哲   |
| 24番 鮎川 幸彦 | 25番 篠田 巧   | 26番 岸 英法   |
| 27番 三戸 勲  | 28番 山中 佳子  | 29番 中野 修   |
| 30番 藤岡 和文 | 31番 野村 孝   | 32番 吉村 徹   |
| 33番 井上 兼  | 34番 伊藤 新司  | 35番 伊藤 太一  |
|           | 37番 山本 正二  |            |
- 4 欠席委員
- |           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|
| 3番 藤井 英雄  | 4番 野尻 渉   | 10番 俵 薫   |
| 13番 大野 龍男 | 19番 田中 剛二 | 21番 原田 一馬 |
| 36番 桑原 正彦 |           |           |
- 5 事務局
- |                  |          |                 |
|------------------|----------|-----------------|
| 事務局長 末藤 勝巳       | 補佐 中村 正寿 | 係長 篠田 淳也        |
| 美東総合支所分室長 長尾 加代子 |          | 秋芳総合支所分室長 三原 義男 |

事務局	午後 2 時開会
議長	<p>互礼。</p> <p>只今より平成 28 年第 6 回美祢市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は 36 名中、26 名で定数に達しておりますので本総会が成立していることをご報告いたします。尚、欠席委員は 3 番 藤井委員、4 番 野尻委員、10 番 俵委員、13 番 大野委員、19 番 田中委員、21 番 原田委員、36 番 桑原委員の 7 名でございます。32 番 吉村委員につきましては遅れて参加される可能性があります。ご報告をしておきます。先月の総会の時に熊本地震の支援物資をお願いしていたところ、たくさんの方の物資を寄せていただきまして誠にありがとうございます。総会の翌日に 24 ケース、宅配便で発送をさせていただきました。あちらも大変なんだと思います。まだ何も連絡はありませんが、そのうち何らかの形で連絡があるのではないかと思います。皆さんにおかれましては田植えも終わったことと思います。今年の天候不順は、生育が順調ではないような気がします。これからは天気が回復し、色々な面でいい年になることを祈っている次第でございます。私につきましては今年 7 月までかからず田植えが終わりそうな予定でございます。それでは美祢市農業委員会議規則第 16 条第 2 項の規定による議事録署名委員を私の方より指名したいと思いますが、よろしゅうございますか。(はいの声) ありがとうございます。それでは議事録署名委員を指名いたします。1 番 永富委員、17 番 中島委員。宜しく願いいたします。それでは議事に入りたいと思います。</p> <p>議事順位第 1 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について議題といたします。番号 1 から 4 を事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>4 件朗読。</p> <p>1 件目。申請地周辺の農地を耕作管理する譲受人が農業後継者のあてがなく耕作管理が困難な土地所有者からの申し出を受け売買により農地を取得するものです。譲受人については耕作地を効率的に耕作、管理しており農業に従事することが認められるため農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>3 件目。譲渡人である、農林振興公社が申請地周辺を耕作管理し経営規模拡大の意思がある譲受人に農地売買等事業を実施するものでございます。譲受人については耕作地を効率的に耕作、管理しており農業に従事することが認められるため農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>4 件目。こちらも譲渡人である、農林振興公社が申請地周辺を耕作、管理し経営規模拡大の意思がある譲受人に農地売買等事業を実施するものでございます。譲受人については耕作地を効率的に耕作、管理しており農業に従事することが認められるため農地法</p>

	第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。以上でございます。
議長	ありがとうございます。2番を除いて現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。
26番	26番、岸です。1番、3番、4番ですが譲受人である方、各々がきちんと耕作管理されており問題ないと思います。以上です。
議長	ありがとうございます。地元委員より何か補足説明がございましたら、お願いいたします。
事務局	1番、3番の地元委員は欠席です。
14番	14番、田口です。4番ですが親子でやっておられ意欲があるので問題ないと思います。
議長	ありがとうございます。委員の皆さんより何か、ご意見ございましたらお願いいたします。
29番	1番ですが譲渡人より譲受人の方が、お年で81歳になっていますが大丈夫ですか。後継者がおってですか。
議長	後継者について私は分かりませんが事務局の方で何か分かりますか。
事務局	まだ、ご本人さんが植えられるということでございます。
議長	小さな畑がありまして、その畑も綺麗に草を取っておられます。他の田も、きちんと管理はされております。法律的に年齢制限はついておりませんし、きちんと耕作や管理がされておりますので現地調査でも問題ないと判断いたしました。他に何かございませんか。よろしゅうございますか。(はいの声) 議案第1号につきまして2番を除き原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	挙手。





	<p>おります。この案件については農地法第4条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。以上でございます。ご審議のほど宜しくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。</p>
25番	<p>25番、篠田です。現地調査委員は会長をはじめ、事務局、地区の担当委員、岸委員、私で参りました。1番ですが本人は高齢で植林をして管理をしたいということです。近くには赤線、青線がありますので、そのへんに注意してから植林をしていただけたら問題はないと思います。2番ですが以前、農振除外を行ったところ。このへんも鳥獣被害が多く耕作が難しいので、くぬぎを植えて管理をしたいということです。問題はないと思います。3番ですが現地周辺は全部、山林で、ここも鳥獣被害が多いそうです。耕作は困難でありますから植林をし管理していくということで問題ないと思います。4番ですが申請地は遊休地といいますが草が生えておりました。公道に隣接しており排水路もありました。申請地は公道より低いので公道の高さぐらいまでは埋め立てたいということでした。汚水等は公共下水道に接続するということですので問題ないと思います。</p>
26番	<p>26番、岸です。5番ですが先程、事務局から説明がありました通り山と隣接しておりますので植林して管理していきたいということでございます。6番ですが既に倉庫が建っており、やむを得ないと考えております。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。地元委員より補足説明がございましたら、お願いいたします。</p>
5番	<p>5番、吉村です。1番ですが、ご本人が高齢で農地として管理するのが難しいということです。周りに迷惑をかけないで管理されると思いますので宜しくお願いします。</p> <p>(2番は現地調査委員と地元委員が一緒のため省略)</p>
議長	<p>3番ですが4年、5年前の大雨で奥の山から土砂が流れ込んで1/3ぐらいは土砂に埋まっております。</p>
9番	<p>9番、三好です。4番ですが報告の通り別に問題ないと思います。</p>



	<p>設置するものです。この案件については農地法第5条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>5件目。申請地は●●●●●から北に100mの位置にある公共施設から近距離にある第3種農地です。申請人は●●●●●に本店を置く太陽光発電事業者です。申請地を取得し売電事業を行うため隣接する宅地、山林を一体利用し全体面積1,676.75㎡の中で傾斜等を考慮しました有効敷地面積が800㎡になります。こちらの中で最大発電出力53.68キロワットの太陽光発電施設1区画を設置するものでございます。この案件については農地法第5条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>6件目。申請地は●●●●●から南西に900mの位置にある公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。申請人は●●●●●に居住し自営業を営む者です。自身が4条の6番で申請された自家用駐車場及び倉庫隣接地を取得し来客者用駐車場として5台分の駐車場を整備するものでございます。以上でございます。ご審議のほど宜しくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。</p>
25番	<p>25番、篠田です。1番ですが現在は借家ということで申請地に家を建てて農業に取り組んでいきたいということです。2番ですが現在、御旅所がありますが狭いということで20～30m離れた所に新しく作るということでございます。3番ですが現地には柿の木や梅の木が植えてありました。この筆の一部に墓地、倉庫等がございますが分筆をして、その部分は除外するという事です。太陽光発電の設置におきまして周囲に与える影響はないものと思われます。4番ですが以前、太陽光発電の許可済みの所になります。土台の枠も残っている状態です。途中で所有者が変わったために再申請をしたというものでございますので転用には差し支えないものと思われます。</p>
26番	<p>5番ですが山林と隣接しております。●●●●●番●●●●●につきましては一体利用として使われるということです。6番ですが、ここも隣接した土地でございまして一体利用ということで、ご理解いただきたいと思ひます。宜しくお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。地元委員より補足説明がございましたら、お願いいたします。</p>
31番	<p>31番、野村です。1番ですが土地に関しましては特に問題ございません。以上です。</p>
11番	<p>11番、平嶋です。去年、除外申請を出しておられ、ちょうど一年目に申請をされております。別段、問題ないと思ひます。</p>

	(3番、4番の担当委員、欠席)
17番	5番ですが問題ないと思います。
	(6番の担当委員、欠席)
議長	委員の皆さんより何か、ご意見ございましたらお願いいたします。
35番	35番、伊藤です。太陽光発電は利用者がやると言えば、どこにでも出来るのですか。
議長	実は県の会議の中でも県に対して再三にわたって太陽光発電について国が基準を作らないのであれば山口県独自のものを作ってほしいとしております。県は全くつくる気はないようでございます。5番ですが申請地の●●●●番●と下の宅地の高さについては7～8mぐらいの段差があります。その間は山で法面になっております。山といっても木がたくさん生えている山ではございません。四国の方に行きますと斜面に太陽光発電がついています。斜面には設置が出来ないというのが山口県内では常識になっているようでございます。他に、ご意見ございませんか。よろしゅうございますか。(はいの声) それでは採決に移りたいと思います。議案第3号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	挙手。
議長	ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第3号は原案の通り決定し諮問会議に附します。 続きまして議事順位第4 議案第4号 農振法に基づく農用地区域の除外申請について議題といたします。番号1、2を事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。
事務局	2件朗読。 1件目。申請地は●●●●●から南東に2.3kmの位置に所在します。農用地区域内農地の田の一面に携帯電話基地局を設置するための届出でございませう。 2件目。申請地は●●●●●から北西に5.2kmの位置にある農用地区域内農地でございませう。植林を行うため除外申請を提出され

	たものでございます。以上でございます。ご審議のほど宜しくお願いいたします。
議長	ありがとうございます。現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。
24番	24番、鮎川です。1番ですが赤線に隣接する所まで申請してほしいということで申請人も受け入れていただきました。他は何ら問題ないと思います。
25番	25番、篠田です。2番ですが畑として管理するには非常に難しいので植林にして管理していこうということでございました。問題にないと思います。
議長	ありがとうございます。地元委員より補足説明がございましたら、お願いいたします。
23番	23番、井町です。1番ですが今は木を切っておりませんが昔、梨を作っておりましたので農振地域に入っておりますので除外申請をするということになります。問題ないと思いますので宜しくお願いします。
5番	5番、吉村です。問題ございません。
議長	ありがとうございます。少し補足をしておきます。1番ですが当番委員とは別の方に調査をお願いした次第でございます。今回の現地調査より月の7日前後に行うようにいたしました。アンテナの基地局の場合は現地調査というより事前協議というふうなかたちで現地での協議を行うというふうになっております。協議が終了すれば、その時点から工事の着工が出来るようになっております。今まで末に現地調査をやっていたのが月の初めの7日前後になるということで、そのぶん工事の着工が遅れるということで特別に末に事前協議を行ったということでございます。今後は、このようなことはないと思います。特別な措置というふうに、ご理解をしていただけたらと思っております。それと2番ですが平成2年の頃に農業委員会が行った除外申請で多くの田を残したまま、手前の田を除外したということで奥に隠れております。こういうことは、あってはならないことです。しかし実際に残っておりますので、ご理解いただけたらと思っております。それでは委員の皆さんより何か、ご意見ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。(はいの声) それでは採決に移りたいと思います。議案第4号につきまして原案の通り当番委員の報告による協議結果を意見として決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

委員	挙手。
議長	ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第4号は協議結果を附して市長の方へ送付いたします。 続きまして議事順位第5 議案第5号 農地利用集積計画の決定について議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。
事務局	朗読。 全体で74,592㎡、農地の貸し手が12名、受け手が5名でございます。内訳につきましては4ページ目から6ページ目、全体で37筆でございます。2番を除いて受け手の方が認定農業者ということでございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件、全て効率的に利用することが認められる、また常時従事することが認められるということをご報告いたします。以上です。
議長	ありがとうございます。地元委員より何か補足説明がございましたら、お願いいたします。よろしゅうございますか。(はいの声) それでは委員の皆さんより何か、ご意見ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。(はいの声) それでは採決に移りたいと思います。議案第5号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	挙手。
議長	ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第5号は原案の通り決定いたします。報告事項に入りたいと思います。 議事順位第6 報告第1号 農地法第5条の規定による許可の取消願について議題といたします。事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いいたします。
事務局	1件朗読。 1件目。平成28年1月28日に農地法第5条の許可を2筆受けておられます。このうちの1筆について譲受人を別の者で改めて申請したいので許可処分の取消願が提出されたものでございます。尚、取消願の提出と同時に先にご審議いただいた5条許可申請書が提出されております。以上、報告いたします。
議長	ありがとうございます。報告第1号につきまして委員の皆さんより、ご意見ございましたらお願いいたします。特に発言もござい

委員	<p>ませんようですので報告第1号を終わりたいと思いますが、よろしゅうございますか。</p> <p>はい。</p>
議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>続きまして議事順位第7 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届について議題といたします。事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>1件朗読。</p> <p>1件目。先程、審議いただきました農用地区域の除外の場所と案件同じでございます。3,347㎡のうち30.67㎡を借用されまして●●の携帯電話のアンテナをたてられるということで届けのほうが出ております。以上、報告いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。地元委員より補足説明がございましたら、お願いいたします。</p>
23番	<p>別にございませぬ。</p>
議長	<p>ありがとうございます。委員の皆さんより何か、ご意見ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。特に発言もないようでございますので以上で報告第2号を終わりたいと思いますが、よろしゅうございますか。</p>
委員	<p>はい。</p>
議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>続きまして議事順位第8 報告第3号 畑地造成事前報告について議題といたします。事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>1件朗読。</p> <p>1件目。申請地周辺を取得し露地野菜の栽培を始めた申請者が畑地を拡大するために、田に山の土で造成を行い今後、畑地として</p>

	利用されるということで申請が出ております。以上、報告いたします。
議長	ありがとうございます。現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。
25番	25番、篠田です。申請地は水田として利用はされておらず雑草が生えている状態でした。今後は畑地として野菜などを作っていきたいとのごことでございます。造成にあたっては近くに水路がございますので、この水路だけは十分確保しておくようにということとは言っております。これを守ってもらえると問題はないものと思います。以上です。
議長	ありがとうございます。地元委員は私でございます。高さ的には50cmぐらいしか、かさ上げしないということでございます。それ以上あげると篠田委員が言われたように水路等に泥が流れ込むとか、いろいろな問題が起こる可能性があるのでは上げないということでもございました。既に奥さんのほうは買われた家の方に泊まり込みで来られて家の周りの畑は奥さんがしておられるようでございます。別段、問題ないというふうに思います。それでは委員の皆さんより何か、ご意見ございましたらお願いいたします。特に発言もないようでございますので以上で報告第3号を終わりたいと思いますが、よろしゅうございますか。
委員	はい。
議長	ありがとうございます。 続きますして議事順位第9 報告第4号 公共工事に伴う農地転用届について議題といたします。事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いいたします。
事務局	1件朗読。 1件目。美祢市消防本部からの届出でございます。既設の防火水槽を、市道を挟んで向かい側の畑地に移設されるものです。多少、大きい防火水槽に切り替えるための届出のほうが出ております。以上、報告いたします。
議長	ありがとうございます。地元委員より何か補足説明ございましたら、お願いいたします。
9番	別にございません。

議長	私の方から、お尋ねしたいのですが図面の方では畑になっておって届出の農地区分は田となっております。
事務局	失礼いたしました。登記地目、現況地目ともに畑が正しく、議案書の田になっているほうが誤りです。地目、田を畑に修正願います。
議長	委員の皆さんより何か、ご意見ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。
委員	はい。
議長	特に発言もないようでございますので報告第4号を終わらせていただきます。 続きまして議事順位第10 報告第5号 農地法第18条第6項の規定による通知について議題といたします。番号1、2を事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いいたします。
事務局	2件朗読。 1件目。先月、既に利用権の設定が行われております。 2件目。先程、ご審議いただきました農地利用集積計画へ上がっておる案件でございます。いずれも次の耕作者については、あてのほうがあるということでございます。以上、報告いたします。
議長	ありがとうございます。次が決まっておりますので地元委員さんからの意見は省略させていただきます。この案件について終わりたいと思いますが、よろしゅうございますか。
委員	はい。
議長	ありがとうございます。報告第5号を終わります。 続きまして議事順位第11 報告第6号 農地転用現況証明について議題といたします。番号1から3を事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いいたします。

事務局	<p>3件朗読。</p> <p>1件目。●●●●番●、●●●●番●につきましては昭和60年頃耕作放棄後、雑木が生育し山林化しているということで非農地となっております。●●●●番●につきましては登記地目が宅地で、宅地の横で畑地として耕作管理がされておりました。●●●●番●につきましては昭和50年頃耕作放棄後、杉を植樹し山林化しております。●●●●番第●、●●●●番第●につきましては宅地の付近で畑地として耕作管理されております。●●●●番●につきましては昭和45年頃耕作放棄後、雑木が生育し周りの山林と一体化しております。●●●●番●、●●●●番第●、●●●●番●、●●●●番●につきましては畑地として手入れ、草刈等、耕作管理のほうがされています。</p> <p>2件目。●●●番●につきましては昭和50年頃から宅地の一部となっております。●●●番●、●●●番●につきましては昭和30年頃耕作放棄し竹、雑木等が生育・繁茂しておるという状況でございます。</p> <p>3件目。●●●番●につきましては昭和22年頃に居宅を建築し宅地として利用。●●●番●については昭和26年頃に納屋を建築し、いずれも宅地として一体利用されております。●●●番●につきましては昭和30年頃耕作放棄し杉が生育しております。●●●番●につきましては昭和50年頃耕作放棄し杉、桧、雑木等が生育・繁茂しておる状況でございます。以上、報告いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。</p>
25番	<p>25番、篠田です。1番ですが●●●●番●は雑木林となっております。●●●●番●も雑木林となっております。●●●●番●には杉などがありました。●●●●番●には桧などがありました。その他7筆につきましては梅など果樹が植えており畑のほうの方が妥当ではないかということになりました。以上です。</p>
26番	<p>2番ですが●●●番●は宅地と一体化しております。●●●番●、●●●番●は山の奥ですので写真で確認をしました。3番ですが●●●番●、●●●番●は申請者のお父さんか、お爺さんの時代に宅地として利用していたということです。●●●番●、●●●番●は山の中で当日は写真で確認をしました。宜しく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございます。地元委員より補足説明がございましたら、お願いいたします。</p>
29番	<p>1番ですが篠田委員の言われた通りです。</p>

7 番	<p>高齢者から非農地申請を受けて農地を虫食い状態で7筆だけ残しても何も意味がないと思います。</p>
議長	<p>本人としては山として認めて下さいということでしたが私たちは山で認めるわけにはいかない。農地か非農地の判断しか出来ない。最終的には地目変更する時に法務局が見に行きますので、きちんとしたものを出しておかないと美祢市の農業委員会の判断が疑われるということになります。</p>
	<p>(2番、3番は現地調査委員と地元委員が同一のため省略)</p>
	<p>山については実際に入って見に行っていない。片道40分ぐらい歩いてかかりますし信頼性もあるということで今回は写真で確認しております。よろしゅうございますか。</p>
委員	<p>はい。</p>
議長	<p>他に発言もございませんようですので報告第6号を終わらせていただきます。      続きまして議事順位第12 報告第7号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書について議題といたします。      事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>朗読。      先月から農業生産法人から適格法人ということで農地法上の名称が、この4月から変わりましたことを先月ご報告申し上げたところでございます。内容的には中身は変わっておりません。今まで3/4以上が農業者であったのが今度は2/4未満までいいですよ。それと今まで農作業が60日以上が役員さん等であれば常時従事される方の過半であったものが役員1人以上という、この2点が変わって緩和されました。従いまして呼び名が生産法人から適格法人に変わったということで、ご理解いただきたいと思っております。今回7法人から提出がございました。法人の形態、内容、構成員及び執行役員の状況等を審査し適正であったことを、ご報告申し上げます。尚、先月ご質問がありましたが売上高かどうかということで私どもは売上高で統一をさせていただいておりますということで、ご報告をさせてもらいました。また農地法上の中にも売上高と書かれておりますので、今後も売上高でご報告をさせていただきたいというふうに思います。県内にあります法人は全て県に報告いたしますけれど、やはり一番多いのは一千万円前後、もしくは二千万円前後が県内でも一番多いようです。報告に売上高を書く市町もあります。少ない所では何十万円という所も</p>

	<p>ございました。少ないのではないかと思われると思いますが農地法上におきましても売上高になっておりますし、参考となる資料ということで総会の資料ですとか株式であれば決算書等の提出をお願いし、その中身を見て審査を行っており適正に審査を行っていると思いますので、ご理解いただきたいと思います。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。委員の皆さんより何か、ご意見ございましたらお願いいたします。</p>
29番	<p>法人●●●ですが19町もあって売上が2,792,357円は、おかしくないですか。</p>
事務局	<p>税理士の方がされていると思いますので早めに確認をさせていただきたいと思います。次回、報告をさせていただきます。</p>
議長	<p>法人●●●につきましては、もう一度調査をし直して報告するというところでございます。私の推測ですが法人●●●は大豆を作って販売ではなく自分の所で豆腐に加工をしています。その豆腐を売っているので豆腐の売上げが入っているか入っていないかも大いに問題になってくると思います。そのへんも含めて確認のほどお願いいたします。他に、ご意見ございませんか。よろしゅうございますか。</p>
議長	
委員	<p>はい。</p>
議長	<p>特に発言もないようでございますので報告第7号を終わりたいと思います。</p> <p>続きまして議事順位第13 報告第8号 目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び活動計画の決定について議題といたします。事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>朗読。</p> <p>27年度の活動計画の点検・評価ですが第3回総会終了後と3月31日に農業振興部会の方で案を作成いたしまして4月の総会で皆さまに報告したところでございます。その後30日間ホームページで意見募集をした結果、意見はありませんでしたので原案の通り決定したいと思っております。次に28年度の活動計画ですが農地法が改正されまして新しい様式で作成しております。今、案として作成しておりますので総会終了後に集まってお聞きいただきまして作成したものを活動計画として決定してよろしいか皆さまにお伺いしたいと思います。活動計画ですが意見募集はなくなりましたので総会で決定いたしまして公表すればいいようになります。</p>

議長	<p>たので総会終了後、活動計画を作成いたしましたして決定したいと考えておりますので宜しくお願いいたします。内容は案でございますので説明は省略させていただきます。</p> <p>ありがとうございます。事務局から報告があった通り本来であれば農振部会で活動計画を作っていただいて総会に附すというのが本来であります。今回については農繁期と報告する時期が重なった関係もあり特別に部会がもてなかったのが今日、総会終了後に決めていただいて、それを今年度の活動計画とする。そして次回の総会で皆さんに報告をするということで、どうでしょうかという提案がありましたが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。</p>
委員	はい。
議長	<p>宜しくお願いします。報告第8号につきまして終わらせていただきます。</p> <p>続きまして、その他の項に移りたいと思います。農業相談日の状況でございますが、ございませんでした。本日の原案、並びに報告事項は全て終了いたしました。皆さんの方より何か、ご意見ございましたらお願いいたします。なければ事務局より今後の日程等について報告をお願いいたします。</p>
事務局	<p>次回の総会ですが7月15日の金曜日でございます。午後2時から、この場所で行います。農業相談日は7月12日の火曜日でございます。美祢地区につきましては野村委員さん。美東地区につきましては三好委員さん。秋芳地区につきましては鮎川委員さんをお願いいたします。現地調査は7月7日の木曜日としております。山中委員さんと中野委員さんをお願いいたします。山中委員さんにつきましては8時30分までに秋芳総合支所の方に、おいでいただきますようお願いいたします。</p> <p>私の方から2点ほど、ご説明いたします。1点目ですが利用状況調査、農地パトロールですが例年だと11月から12月にかけて農地パトロールとしておりましたが昨年の12月25日付けで8月頃にしなければいけないようになりましたので来月の総会終了後に利用状況調査の会議をもとうと思っておりますので出席を宜しくお願いします。2点目ですが農業委員の農地利用最適化推進委員等の公務災害補償制度についてご説明いたします。毎年10月1日から1年間ということでA型2口、掛け金1,000円に加入しております。更新しなければいけません。また昨年と同じA型2口でよろしいのか会長さんに音頭をとっていただきたいと思っております。公務とは会長等の招集を受け総会や部会に出席するとき、農業委員会の業務に従事するときとあります。今から農地パトロール等があります。怪我をされないのが一番ですが、もし怪我をされた場合、事務局 中村のほうまで言っていただきたいと思っております。</p>

議長	事務局から説明がありました通り、毎年この時期になるとどうするかというご相談をしております。今まではA型2口ということで入ってきております。改選は7月ですが掛け金は10月からになります。改選時には前の方が掛けられたものが、そのまま引き継ぐという形になります。そのへんも含めまして従来通りの内容で掛けさしていただけたらというふうに思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。
委員	はい。
議長	従来通りということで宜しくお願いいたします。それでは本日の総会を終了いたします。
事務局	<p>互礼。</p> <p>午後3時55分閉会。</p> <p style="text-align: center;">議事録は正確なることを認め署名、押印する。</p> <p style="text-align: right;">平成28年6月16日</p> <p style="text-align: right;">議長 _____</p> <p style="text-align: right;">署名委員 _____</p> <p style="text-align: right;">署名委員 _____</p>

